令和　　年　　月　　日

　　　北海道産業保安監督部長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　（名称及び代表者の氏名）

　電気事業法施行規則第５２条第４項ただし書きの規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 兼任させようとする主任技術者 | 氏名及び生年月日 |  |
| 住　　　　　所 |  |
| 主任技術者免状の種類及び番号 |  |
| 選任しようとする事業場の名称及び所在地 |  |
| 既に選任されている事業場（最大５カ所まで） | 名称及び所在地 |  |
| 選任された期日 |  |

備考　１　法附則第７項又は第８項の規定により法第44条第１項の主任技術者免状の交付を受けている者と見なされた者に係る場合は、その旨を主任技術免状の種類及び番号の欄記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

兼任承認を必要とする理由書

主任技術者の執務に関する説明書

1. 主任技術者の常時勤務する事業場の名称、所在地及び業務内容

　　：

　　：

　　業務内容：

1. 執務に関する説明
2. 常時勤務する事業場から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

　　　　　　距　　離

　　　　　　交通機関

　　　　　　所要時間

　（ロ）自宅から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

　　　　　　距　　離

　　　　　　交通機関

　　　　　　所要時間

1. 当事業場における執務回数及び時間
2. 主任技術者との連絡及び常勤保守者

（電気主任技術者の記入例）

令和　　年　　月　　日

　　　北海道産業保安監督部長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所　　札幌市北区北８条西２丁目

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　北海道通産株式会社

代表者氏名　　代表取締役社長　安全　順一

　電気事業法施行規則第５２条第４項ただし書きの規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 兼任させようとする主任技術者 | 氏名及び生年月日 | 経産　太郎　昭和６０年４月１０日 |
| 住　　　　　所 | 札幌市西区八軒５条４丁目 |
| 主任技術者免状の種類及び番号 | 第３種電気主任技術者免状第５４－A００１０号 |
| 選任しようとする事業場の名称及び所在地 | 北海道通産株式会社 第一工場(400kVA 6.6kV 220kW)札幌市北区北８条西５丁目 |
| 既に選任されている事業場（最大５カ所まで） | 名称及び所在地 | 北海道通産株式会社　本社工場及び同発電所※複数の事業場に選任されている場合は、設備容量　1000kVA全ての事業場について記載して下さい。最大電力　800kW（受電200kW、発電所600kW）札幌市北区北８条西２丁目 |
| 選任された期日 | 平成３０年４月１日 |

備考　１　法附則第７項又は第８項の規定により法第44条第１項の主任技術者免状の交付を受けている者と見なされた者に係る場合は、その旨を主任技術免状の種類及び番号の欄記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

兼任承認を必要とする理由書（電気主任技術者の記入例）

1. 当事業場には、第１種、第２種又は第３種の電気主任技術者免状の交付を受け

　　ている者がおりません。

２．　当事業場には、受電電圧6,600V、最大電力220kWで比較的小規模な施設です。

1. 兼任させようとする経済太郎は、当社本社工場及び同発電所の電気主任技術者で

あり電気保安に関し深い経験を有し、かつ、当事業場の設備に関する技術指導者で

もあるので、今回、当事業場の電気主任技術者として兼任させたい。

1. 当事業場の最大電力が2,000kW以上となる場合には、専任の電気主任技術者を

選任いたします。

主任技術者の執務に関する説明書（電気主任技術者の記入例）

1. 主任技術者の常時勤務する事業場の名称、所在地及び業務内容

　　 ： 北海道通産株式会社　本社工場及び同発電所

　　 ： 札幌市北区北８条西２丁目

　　業務内容 ： 設備管理係長（電気主任技術者）として電気設備（最大電力800kW（受電200kW、発電所600kW））の保守保安を担当している。

1. 執務に関する説明
2. 常時勤務する事業場から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

　　　　　　距　　離　1.0km

　　　　　　交通機関　自家用車

　　　　　　所要時間　５分

　　（ロ）自宅から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

　　　　　　距　　離　5.0km

　　　　　　交通機関　自家用車

　　　　　　所要時間　２０分

1. 当事業場における執務回数及び時間

　　設置改造等の工事期間は毎週１回以上、その他の場合は毎月１回以上執務点検し、

　１回の執務時間は４時間以上とする。

　　事故発生、官庁検査その他必要がある場合は随時執務する。

1. 主任技術者との連絡及び常勤保守者

　　電気主任技術者不在中は、当事業場の電気設備担当者　山田太郎が、電気設備の保守にあたり、連絡責任者として電気主任技術者との連絡にあたる。